

社協 あつぎ

令和3(2021)年6月15日:第162号

発行 社会福祉法人
厚木市社会福祉協議会
〒243-0018 厚木市中町1-4-1
保健福祉センター内
電話 046-225-2947 (代表)
FAX 046-225-3036
soumu@shakyo-atsugi-kanagawa.jp
https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市民の皆さまの参加と協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体です。

地域福祉の応援団になっていただけませんか ☆ 令和3年度 賛助会員 募集 ☆

本会では、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めるため、市民の皆様に「賛助会員」となっただき、その会費を財源として、様々な地域福祉活動に取り組んでいます。

例年は7月を加入強化月間としていましたが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、前年度同様、今年度も年末まで募集を行います。皆様のご協力をお願いします。

一般家庭：1口 500円
(自治会にご協力いただき、募集します。)

法人：1口 1,000円
(本会より直接ご案内のうえ募集します。
3口以上のご協力をお願いします。)

【令和2年度 賛助会員会費実績額 18,136,429円】

本会の事業のうち、賛助会員会費により実施している事業をご紹介します。

地域福祉推進委員会の活動支援

市内各地区で組織されている地域福祉推進委員会は、自治会長や民生委員児童委員、ボランティアを中心とした地域福祉の推進母体です。地域の特色に合わせた、いろいろな活動をしています。

本会では各地区に担当職員を配置。生活課題を地域全体で解決できる仕組みづくりや、住民同士が互いに助け合い、支え合える地域づくりに取り組んでいます！



子育てサロン



「居場所」づくり



コロナ禍での食糧配布



健康づくり

在宅援護事業

福祉有償運送



車いす貸出



あつぎしあわせライフサービス



ボランティアセンターの運営



地域ボランティアの養成

福祉人材育成



同行援護従業者養成研修



各種ボランティア養成講座

本会では
次のような事業も
実施しています！

厚木市権利擁護支援センター

高齢や障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守る成年後見制度の推進

あんしんセンター

日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助、書類等預り

居宅介護・同行援護事業

障害者総合支援法による身体介助、家事援助、視覚障がい者の同行援護

市や県社会福祉協議会からの受託金、県共同募金会からの配分金を受けています。
また、収益事業などによる自主財源の確保に努めています。

令和3年度 重点事業・予算



「地域共生社会」の実現や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「新しい生活様式」への対応も踏まえ、第6次地域福祉活動計画に位置付けられた事業や住民ニーズの高い事業に、より積極的に取り組みます。

断らない相談から地域づくりへ

「福祉まるごと相談」体制の構築

ひとりの課題を「みんなが暮らしやすい福祉のまちづくり」へ繋げるため、全職員が相談の窓口となって福祉に関するあらゆる相談を受け付け、生活課題を抱えた人に寄り添い、課題解決を支援する体制を構築します。

安心して暮らす権利を守る

権利擁護の推進

成年後見制度がより身近なものとなり、本人らしい生活を守るための制度として利用ができるよう、制度の理解促進に取り組むとともに、関係機関との連携を図り、本人を中心とした「チーム支援」で取り組みます。

地域福祉の担い手を育成

多様なボランティア活動の推進

地域福祉を継続的に推進していくためには、地域福祉活動の担い手の養成と確保が不可欠です。このため、ボランティアセンターによる情報の集約と発信、新たなボランティアの発掘や地域ボランティアの養成等に取り組んでいきます。

支え合いの仕組みをつくる

地域支え合い活動の推進

地域福祉推進委員会や第2層生活支援体制整備協議体[※]と連携しながら、住民同士が支え合うことができる仕組みづくりや居場所づくりを支援し、より地域に根差した活動を積極的に展開します。

[※] 介護保険制度に位置づけられた「生活支援体制整備事業」で設置される、地域での情報共有と話し合いの場。

収入

(単位:千円)

勘定科目	予算	説明
会費収入	19,605	・市民や事業所など皆さまからの会費収入
寄付金収入	1,700	・善意銀行、ふれあい基金寄付金収入
経常経費補助金収入	134,930	・厚木市補助金及び交付金 ・共同募金配分金
受託金収入	32,815	・厚木市及び神奈川県社協受託金
貸付事業収入	4,186	・緊急援護資金償還金
事業収入	1,949	・あつぎしあわせライフサービスや移送サービスの収入、講座参加費、広報紙広告料等の収入
障害福祉サービス等事業収入	12,197	・介護給付費等の収入
公益事業収入	4,145	・喫茶及び売店事業の収入
収益事業収入	5,411	・自動販売機設置事業の収入
受取利息配当金収入	37	・ふれあい基金の預金利息等
その他の収入	134	・コピー機使用料収入等
借入金	1,000	・厚木市からの借入金
積立預金取崩収入	29,963	・積立金の取崩収入
前期末支払資金残高	246	・公益事業繰越金
合計	248,318	

支出

(単位:千円)

サービス区分	予算	主な事業内容
法人運営事業	126,304	・理事会、評議員会等の開催 ・厚木市社会福祉大会の共催 ・地域福祉コーディネーター経費 ・事務局の管理、運営等
住民福祉活動推進事業	38,596	・地域福祉推進委員会事業費交付金等
福祉活動推進事業	5,442	・福祉団体等に対する活動支援等
共同募金配分金事業	1,937	・男の料理教室などの実施 ・地域活動支援センターへの助成等
ボランティアセンター活動事業	11,037	・ボランティアセンターの管理、運営 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティアグループ等への助成 ・災害ボランティア支援体制の強化 ・福祉教育推進事業の実施等
資金貸付事業	9,718	・緊急援護資金の貸付 ・生活福祉資金の貸付事務等
在宅援護等事業	2,027	・あつぎしあわせライフサービスの実施 ・災害見舞金の支給 ・移送サービス「ひばり号」の運行
権利擁護支援事業	22,867	・成年後見制度に係る相談支援 ・高齢者、障がい者への虐待通報・届出 ・市民後見人の育成等
日常生活自立支援事業	9,298	・日常的金銭管理サービス、書類等預りサービスの実施
居宅介護事業	359	・障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの実施
同行援護事業	11,698	・障害者総合支援法に基づく同行援護サービスの実施
喫茶事業	4,374	・障がい者の就労の場の確保として、「喫茶どんぐり」の運営
売店事業	4,218	・障がい者の就労の場の確保として、「売店どんぐり」の運営
自動販売機設置事業	443	・各施設利用者の利便性の向上を図るとともに、自主財源確保のため自動販売機を設置
合計	248,318	

事業計画書及び収支予算、第6次地域福祉活動計画は、本会ホームページでご覧いただけます。



厚木社協

検索

←日々の活動はフェイスブックで!



新役員の紹介

4月1日付で新理事が就任しましたのでご紹介します。
常務理事：野元 薫 (学識経験者)

皆さまの善意 ありがとうございます

2月23日から5月20日までに善意銀行・ふれあい基金へ寄付金を寄せられた方々です。(敬称略・順不同)

神奈川県 トラック協議会・厚木	124,838円 (交通遺児指定)	七桜流	11,100円
白岩 操	10,000円	厚木荻野走友会	4,000円

広告



みらくる保育園



みらいを創る
子どもたちを育む

〒243-0213
厚木市飯山3191
TEL 046-270-3888
FAX 046-270-3338

笑顔に始まり 笑顔で終わる

- ◎介護老人福祉施設
- ◎居宅介護支援センター
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・訪問介護(ホームヘルパー)
 - ・短期入所生活介護
 - ・居宅介護支援
- ◎ケアハウス(軽費老人ホーム)
- ◎荻野地域包括支援センター
- ◎えまーぶる
 - ・デイサービス
 - ・居宅介護支援

神奈川県指定 介護保険サービス提供事業所

社会福祉法人 敬和会

けいわ荘

ケアハウス えがりて

厚木市下荻野2117-2
☎ 046-241-7771
FAX 046-242-6947

募集とお知らせ

誘導法講座

視覚障がい者の外出をサポートしませんか。共に歩いて視覚障がい者を目的地まで誘導する、やりがいのあるボランティア活動です。

対象 市内在住または在勤で、講座終了後に誘導ボランティアとして活動が可能な方 5人
日時 8月30日～9月27日の毎週月曜日 全5回 13時～15時30分
場所 厚木市保健福祉センター 4階 ボランティア作業室
受講料 無料
申込方法 8月20日(金)までに電話・FAX(講座名、氏名、年齢、住所、電話番号を記入)またはQRコードからお申込みください。
申込先 ボランティアセンター ☎ 225-2789 FAX 222-7440
主催 厚木市誘導赤十字奉仕団



親子手話教室

手話は聞こえない人の大切なことばです。親子で楽しく手話を学んで話をしましょう。

対象 市内在住の小学生とその保護者 10組20人(応募多数の場合は抽選) ★小学4年生以上は1人での参加も可
内容 日常で使うことのできる簡単な手話の学習など
日時 7月29日(木)～31日(土) 全3回 10時～11時30分
場所 厚木市保健福祉センター 4階 ボランティア研修室
受講料 無料
申込方法 7月14日(水)までに電話・FAX(講座名、氏名、年齢、住所、電話番号を記入)またはQRコードからお申込みください。
申込先 ボランティアセンター ☎ 225-2789 FAX 222-7440
主催 厚木市手話サークルあゆの会



同行援護従業者養成研修 (一般課程・応用課程)

視覚障がい者の日常生活の活動範囲を広げ、社会参加をサポートするために、外出時の移動支援に必要な知識・技能等の専門知識を身につける研修です。

対象 市内在住または在勤・在学中、全カリキュラムを受講できる方 20人 (応募多数の場合は抽選)
日時 10月11日(月)、15日(金)、22日(金)、25日(月)、29日(金) 全5回 9時～17時
場所 厚木市保健福祉センター 4階 ボランティア研修室他
受講料 14,000円(初日に徴収) その他、テキスト代2,640円 実習にかかる交通費・食事は自己負担
申込方法 9月24日(金)までに電話・FAX(講座名、氏名、年齢、住所、電話番号、事業所等でのガイドヘルパー活動の有無を記入)またはQRコードからお申込みください。
申込先 援護係 ☎ 225-2947 FAX 225-3036



「かながわ交通遺児等援護基金」等のお知らせ

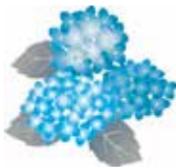
神奈川県社会福祉協議会へ県民の皆さまや企業・団体から寄せられた寄付金及び本会に神奈川県トラック協議会・厚木から寄せられた寄付金をもとに、交通事故等により保護者が死亡または重度障害を負った世帯の20歳未満の子(登録時)の支援を行っています。支援金の給付には、登録が必要です。支援の内容等や条件についてはお問い合わせください。

▶神奈川県社会福祉協議会 交通遺児等援護基金担当 ☎ 045-312-4813・045-312-4815

令和2年度 赤い羽根共同募金 実績報告(最終)

昨年10月1日から本年3月31日まで全国一斉に展開された赤い羽根共同募金運動にご協力いただきました皆さま、また募金活動にご尽力を賜りました多くの関係者の方々へ心からお礼申し上げます。お寄せいただいた募金額が確定しましたので、ご報告します。

■戸別募金	11,113,214円
■法人募金	1,800,100円
■街頭募金	188,958円
■職域募金	549,440円
■学校募金	332,262円
■その他の募金	451,083円
合計	14,435,057円



車いすの貸出

通院や外出、急なケガなどで一時的に車いすが必要となった市内在住の方に対して、2ヶ月間車いすを無料でお貸しします。

問合せ 援護係 ☎ 225-2947

日常生活における様々な悩み事相談は 福祉総合相談

市民の日常生活における様々な悩み事、心配事などを気軽に相談できる窓口です。

相談日 平日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
場所 厚木市保健福祉センター5階
問合せ 援護係 ☎ 225-2947

新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金にお悩みの方々へ向けた特例貸付を実施しています(8月31日まで)。

- ▶緊急小口資金 休業等により収入減少があり、一時的に生活維持のための貸付を必要とする世帯向け
- ▶総合支援資金 収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯向け

必要書類、申請手順、申請期間等については次のホームページでご確認ください。

神奈川県社会福祉協議会のホームページ
▶<http://www.knsyk.jp>
本会ホームページ
▶<https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp>
問合せ 援護係 ☎ 225-2947

厚木市権利擁護支援センター

成年後見相談

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関することなど、専門職が相談をお受けします。

◇弁護士による相談

相談日 毎月第3木曜日13時～14時
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

◇司法書士による相談

相談日 毎月第2・第3水曜日 13時～15時(1人1時間)
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

終活相談

自分らしい人生の最期を迎える準備について心配はありませんか。司法書士が相談をお受けします。

対象 市内在住で、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯の世帯員
相談日 毎月第2・第3水曜日 14時～16時(1人1時間)
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

成年後見相談・終活相談の問合せ
厚木市権利擁護支援センター ☎ 225-2939

高齢者・障がい者の虐待通報受付

高齢者・障がい者の虐待に関わる通報や届け出を受け付け、ご本人やご家族に寄り添い、関係機関と連携して適切に支援します。

受付 平日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
問合せ先 厚木市権利擁護支援センター ☎ 225-2939 FAX 225-3021 メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp



広告

社会福祉法人康仁会
特別養護老人ホーム はなの家とむろ
(全室個室ユニット型)
家庭的な雰囲気の中で、利用者それぞれの「その人らしさ」を尊重し、最期まで自律した生活を支えていく施設を目指します。
〔入所 88名〕 〒243-0031 神奈川県厚木市戸室5-9-15
〔短期入所 18名〕 ☎046-225-8787 FAX 046-225-8711
〔通所介護 20名〕 URL: <http://koujinkai.tomei.or.jp>
E-mail: tokuyo-info@tomei.or.jp

企業主導型保育園 岡田に6月1日オープン
園児募集
登園準備や運動自由をサポート 働くママを応援!
TORANOC
月額利用料金
地域枠 0歳児 ¥36,000 1-5歳児 ¥35,000
従業員枠 0歳児 ¥26,000 1-5歳児 ¥25,000
企業主導型保育園 はいくえん
てりは保育園あつぎ
〒243-0021 厚木市岡田5-8-23
お問い合わせは園長の矢内まで ☎046-227-5308

令和3年度 厚木市市民後見人養成講座

参加者募集

厚木市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方を支援する身近な存在として、市民が後見活動を行う「市民後見人」を養成しています。この度、第3期厚木市市民後見人養成講座を開講します。この養成講座は基礎研修と実践研修から成り、基礎研修については神奈川県社会福祉協議会との共催になります。

市民後見人とは

市民後見人とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付け、家庭裁判所から成年後見人等として選任された方のことです。
ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する際の契約や財産の管理などを行います。特に市民後見人は、ご本人と同じ地域に住む方が、市民の目線で、ご本人の意思を丁寧に把握し、ご本人の人生の伴走者として地域に密着した活動を行うことが期待されています。

応募資格

厚木市民で、成年後見制度や市民後見人の活動に関心があり、次の要件をすべて満たす方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で厚木市に住居登録があり、今後も引き続き厚木市に居住して活動をする予定
- ② 令和4年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していない
ア) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 イ) 破産者 ウ) 行方の知れない者
- ⑤ 他団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む第三者後見人等として他で受任していない
また今後もその予定がない

養成講座の受講を希望する方は、まずは説明動画を視聴していただく必要があります。

説明動画の内容

- 市民後見人養成、活動支援について
- 市民後見人養成講座について（研修内容、受任要件等）
- 市民後見人養成講座の応募要件や申込み方法の詳細について

説明動画配信申込

次のURLまたは二次元コードからお申込みください。



<https://forms.gle/Jx5bPicfukJmkMx69>

申込期間	お問合せ先	視聴期間
6/30(水) 正午まで	神奈川県社会福祉協議会 045-312-5788 (平日の9時~17時)	7/2(金) 17時まで

※申し込みされた方の情報は、神奈川県社会福祉協議会と本会双方で共有することをご承知おきください。
※インターネットの環境により、このフォームからの申込みが難しい方は、「氏名」「住所」「電話番号（日中連絡がとれる番号）」「メールアドレス」の4点を記載し、神奈川県社会福祉協議会のメールアドレスあてに送信してください。
→メールアドレス kouken@knsyk.jp

◆インターネット環境が無い方へ◆ 会場で説明動画が視聴できる日程を設けています。
厚木市社会福祉協議会（厚木市権利擁護支援センター）に電話（046-225-2939）でご連絡ください。

視聴日時	定員	会場	申込先・お問合せ先	申込期間
6/25(金) 14時~16時	20人 ※先着順	厚木市保健福祉センター 4階ボランティア研修室	厚木市権利擁護支援センター 046-225-2939	6/21(月) 17時まで

※新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず配信のみの開催となる場合がありますのでご了承ください。

成年後見って
どういう
制度なの？

成年後見制度 普及啓発講座 ～入門編～

法定後見制度と任意後見制度の違いや費用について、専門職が分かりやすくお話しします。

対 象 市内在住、在勤の方25名（先着順）
 日時・場所 8月10日（火）14時～16時 厚木市保健福祉センター4階 ボランティア研修室
 講 師 社会福祉士 那須三朗 氏（ばあとなあ神奈川県中央地区コーディネーター）
 受 講 料 無料
 申 込 方 法 7月16日（金）までに電話・FAX（講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入）
 またはQRコードからお申込みください。
 申 込 先 厚木市権利擁護支援センター 電話 225-2939 FAX 225-3021



祝 緑綬褒章受章 秋桜会

この春、「秋桜会」が長年の地域活動を認められ、緑綬褒章を受章されました。

「秋桜会」は、厚木市ボランティア入門講座の5期卒業生等により、昭和63年に設立。現在はホーム喫茶や手芸・折り紙指導、納涼祭など、主に高齢者施設を中心に活動を続けています。

活動中の細やかな気配りは入所されている方々からも大変喜ばれており、活動先の施設からの信望も厚く、会員の皆様が誠実に活動を続けて来られた結果として、今回の受章となりました。

昨年は新型コロナウイルスの影響で施設に訪問しての活動を制限せざるを得ない中、会員が作製

した折り紙キットを施設に届けるなど、工夫しながら「出来る人が、出来ることを無理なく続けてやっていく」をモットーに活動されています。

この活動が今後も長く受け継がれるよう、本会も支援をしていきます。

「秋桜会」のますますのご活躍を期待しております。

★緑綬褒章★

「長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた個人または団体」に内閣府より授与されます。



★秋桜会★ 会長 高田武子 会員 10人